

岩手県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社F Pホームサー ビス	盛岡市津志田中央二丁目 8番13号	ヘルパーステーションコ スモス	北上市大通り四丁目1番 10号	平成23年1月31日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社F Pホームサー ビス	盛岡市津志田中央二丁目 8番13号	ケアプランセンターコス モス	北上市大通り四丁目1番 10号	平成23年1月31日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社F Pホームサー ビス	盛岡市津志田中央二丁目 8番13号	ヘルパーステーションコ スモス	北上市大通り四丁目1番 10号	平成23年1月31日